

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号  
株式会社アッカ・ネットワークス  
代表取締役社長 坂田好男  
(コード番号：3764)

問い合わせ先 取締役 常務執行役員財務経理部長 廣野 公一  
電話 03-4335-3727

## 内部統制基本方針決定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 362 条および会社法施行規則第 100 条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、次に掲げるとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### (1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

当社は、法令遵守はもとより、社員の行動指針である「ACCA Value」とそれに則った「コンプライアンス・ガイドライン」を設け、社員のコンプライアンスへの意識高揚に努める。なお、社長を委員長とし各部署長などで構成されるコンプライアンス委員会を定期的を開催し、全社的なコンプライアンスの推進・改善を目的とした施策の決定及びモニタリングを強化するとともに、コンプライアンス研修を開催し、法令遵守と企業倫理徹底のための体制を構築する。また、当社は報告・相談体制を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気がついた時に、報告・相談する体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取扱い、通報者に対して不利益な扱いを行わない旨定める。

#### (2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

当社は、取締役の職務執行に係る情報を法令又は社内規程である文書・印章管理規程、情報セキュリティ・ルール等に基づき、文書または電磁情報により記録、保存及び保管し、更に情報へのアクセス権限付与管理を行う。

#### (3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、全社的なリスクマネジメント及び情報セキュリティの統括者であるチーフセキュリティオフィサー(CSO)のもと、「リスク管理室」が主体となって、全社的な情報セキュリティに関する会社方針と目標及び基本戦略を立案し、推進する。そして、適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、CSOの諮問機関として各部門及び部署の代表者をメンバーとし、リスク管理室を事務局とした情報セキュリティ委員会を設置する。情報セキュリティ委員会は、CSOの指揮・監督・指導の基に情報セキュリティに関する基本方針の確立と継続した見直し、体制及びプロセス構築と運用、モニタリング等による課題抽出及び改善施策立案を行う。

また、大規模な事故、災害、不祥事が発生した場合等について個別リスクのアセスメントを行い、リスクを極小化するための規程と運用、及び不測の事態発生時における管理体制を規定し、更に業務手順を準備して不測の事態への対応策を確立する。また、財務リスク軽減を図るために経営執行会議規程、経理規程、資金管理規程、営業業務規程、取引先管理規程等の社内規定により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制にする。

(4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制)

当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催し、法令・定款・社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理・監督等を行う。また、社長以下執行役員及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営執行会議を原則毎週開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。

また、当社は職務分掌規程及び決裁権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。

業務執行の運営については、将来の事業環境を踏まえ中長期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門・部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。

(5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社の事業戦略の方向性との整合を取るべき事項、連結決算対象会社として財務インパクトが大きい事項、当社の決算及びIR上知るべき事項等については協議もしくは報告を要するものと子会社の規定に定める。また、当社の役員又は従業員が子会社の役員に就くことにより、その役員は子会社の社外取締役として子会社の業務執行を監督する。

(6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制)

当社監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができることとする。

(7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項)

当社は、監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮、命令、指導及び評価のための管理システムを確立する。

(8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行う経営執行会議やコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。

(9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制)

監査役会に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えることとすると共に、代表取締役社長、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

以上